

科目名	行政法特講	科目分類	■ 専門科目群 □ 総合科目群		
			法律学科	□ 必修	■ 選択
			学科	□ 必修	□ 選択
英文表記	Special lecture of the administrative law	開講年次	□ 1年 □ 2年 ■ 3年 □ 4年		
		開講期間	□ 前期 □ 後期 □ 通年 ■ 集中		
ふりがな	さとうひろとし	実務家教員担当科目		修得単位	2単位
担当者名	佐藤 寛稔	実施方法	■ 対面のみ □ 遠隔のみ □ 対面・遠隔併用		
授業のテーマ	主要な行政判例を学ぶ。				
到達目標	主要な行政判例の事案、論点、射程が理解できる。				
授業概要	行政法総論と行政法各論で学んだ行政法学の主要なテーマを判例の視点から学びます それぞれの回で重要な判例を詳細に読み込むことによって、難関試験への対応力をつけます。				
授業計画					
第1回	行政上の法律関係				
第2回	法律による行政の原理				
第3回	行政行為				
第4回	行政裁量				
第5回	行政立法 行政計画 行政契約				
第6回	行政指導 行政手続 行政上の義務履行確保				
第7回	中間テスト				
第8回	行政訴訟と民事訴訟 行政訴訟と行政不服審査の関係				
第9回	取消訴訟の訴訟要件 (処分性)				
第10回	取消訴訟の訴訟要件 (原告適格)				
第11回	取消訴訟の訴訟要件 (狭義の訴えの利益)、取消訴訟の審理				
第12回	その他の抗告訴訟				
第13回	国家賠償法1条				
第14回	国家賠償法2条 国家賠償法3条				
第15回	損失補償 国家補償の谷間				
第16回	定期試験				
授業時間外の学習	<ul style="list-style-type: none"> ・予習：テキスト中の指定された判例をじっくり読み、事案・論点・判旨をしっかりと把握する。(2時間) ・復習：関係する国家試験等の問題を解く(1時間) 				
履修条件 受講のルール	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政法総論」と「行政法各論」の単位を修得済みであることが望ましい。 ・初歩から学ぶ科目でないことを理解した上で受講してください。 ・「学ぶ身」のものとしての整容・態度を求めます。 				
テキスト	大橋真由美、北島周作、野口貴公美『行政法判例50!(START UP)』(有斐閣 2017年)				
参考文献・資料	適宜、プリントを配布します。				
成績評価の方法	期末テスト70% 中間テスト30%				
オフィスアワー	火曜日9:00~10:30 水曜日9:00~10:30				
成績評価基準	秀(100~90点)、優(89点~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下) *出席回数規定に満たない場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は、試験を受けることができません。				

実務経験及び実務を活かした授業内容	
学生へのメッセージ	重要な行政判例の理解は、難関試験突破には不可欠！志の高い学生を待っています。